

平 14 . 12 . 24
非 営 利 W G
2 - 2

資 料

（ 非営利法人課税の主な論点 ）

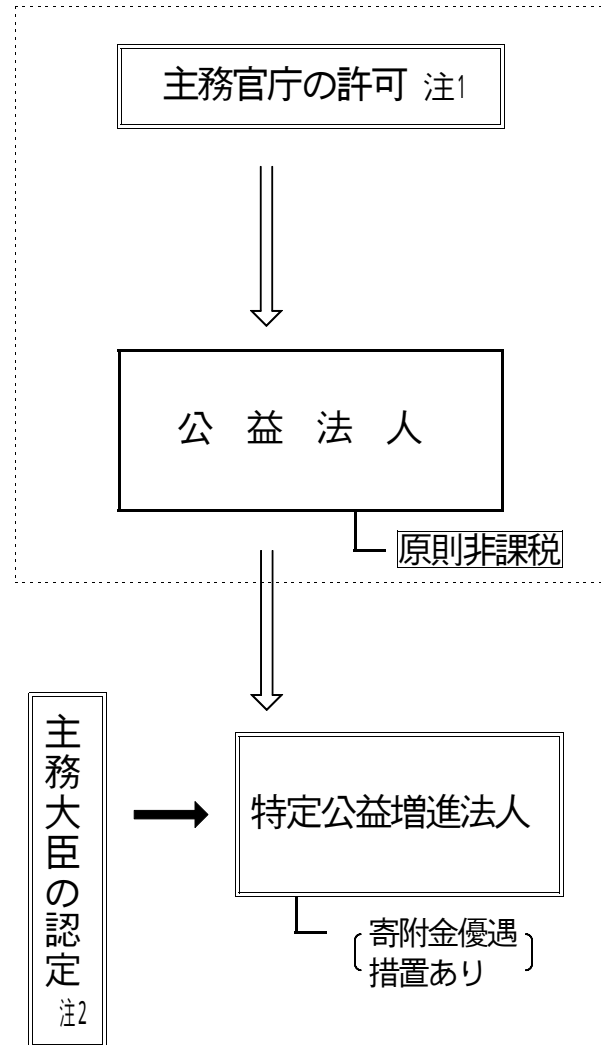
非営利法人制度（設立及び税制上の措置）の概要

【法人格の取得】

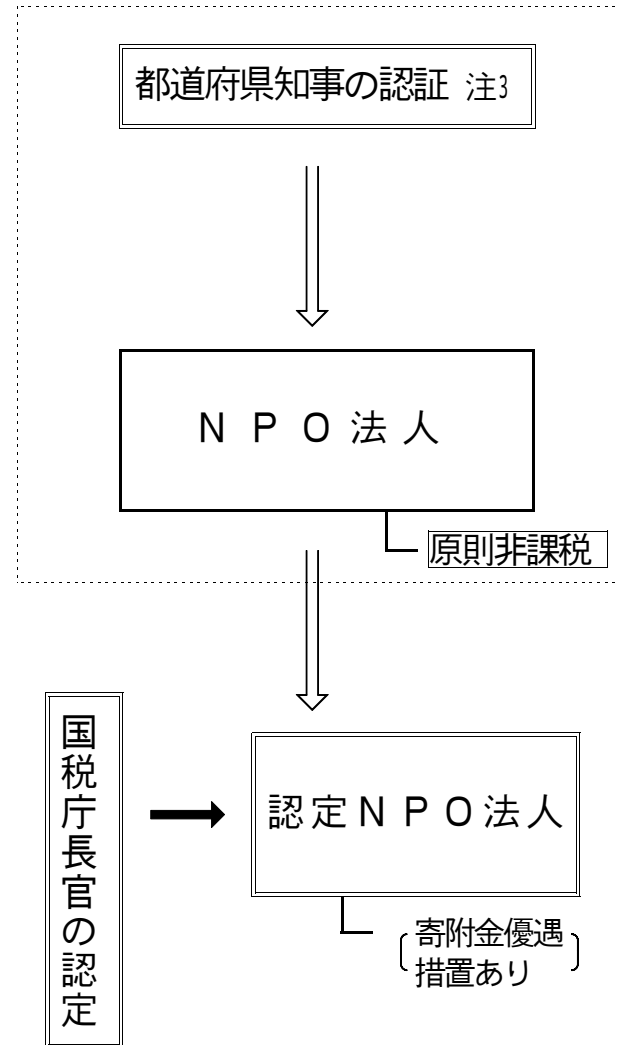
【法人課税】

【寄附金税制】

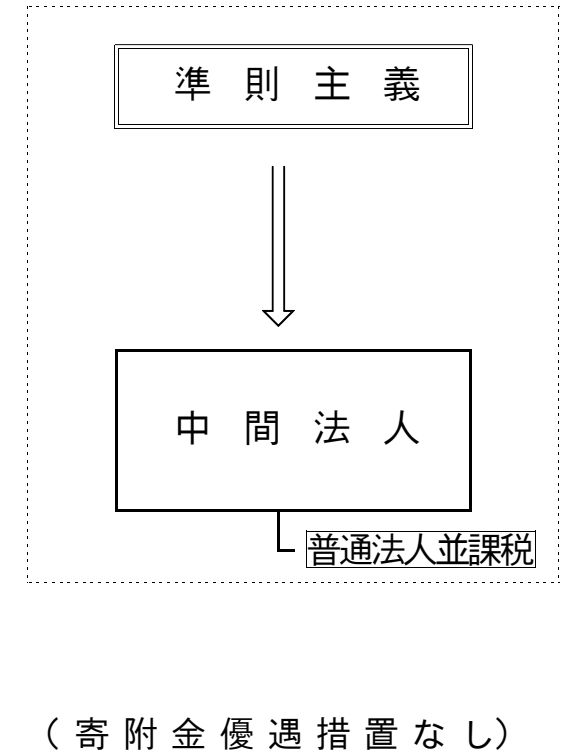
[公益法人（民法第34条に基づくもの）]



[特定非営利活動（NPO）法人]



[中間法人]



（注1）民法第83条の3その他の法令により都道府県その他の執行機関に主務官庁の権限に属する事務を行うこととされている場合には都道府県知事等

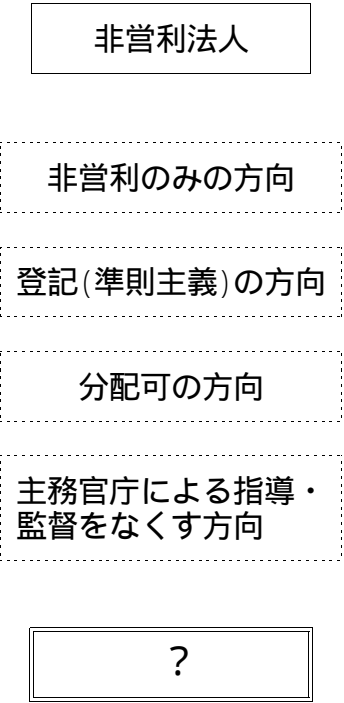
（注2）（注1）と同様。

（注3）2以上の都道府県に事務所を設置する法人にあっては、内閣総理大臣。

非営利法人に対する課税の取扱いについて

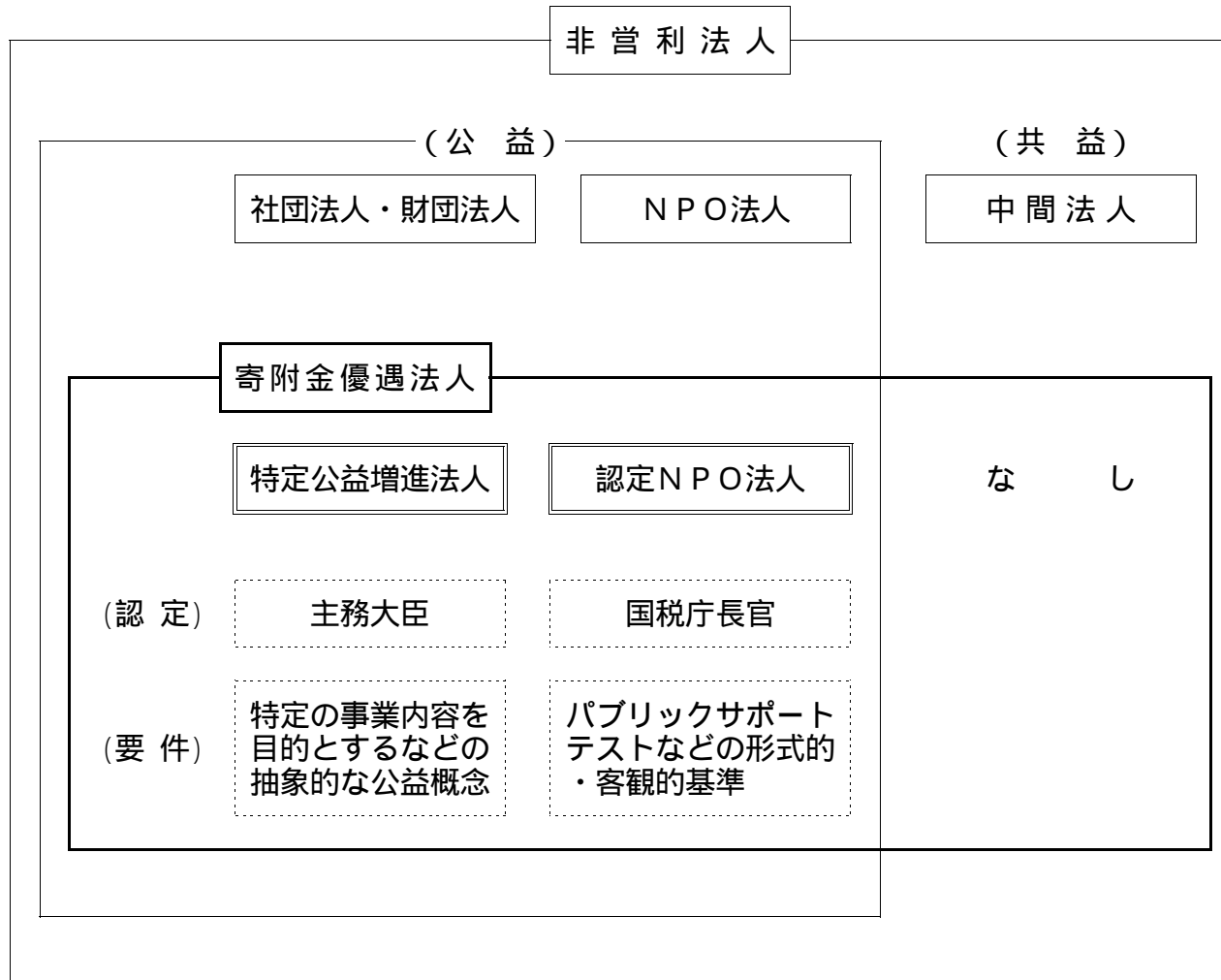
〔現 行 制 度〕

〔内閣官房行革事務局〕
〔平14.8 論点整理〕



寄附金優遇法人制度について

〔現 行 制 度〕



〔内閣官房行革事務局〕
平14.8 論点整理

(共益等)

非営利法人

?

非営利法人に対する課税についての主な論点

[非営利法人に対する課税]

- 非営利法人に対する課税についての基本認識

公益法人制度については、民間非営利活動を社会・経済システムの中に積極的に位置付けるべきとの指摘がある一方、営利活動を行う公益法人の存在や公益法人の不祥事などの問題に適切に対処すべきとの意見もある。これらの観点を踏まえ、新たな非営利法人に対する課税について、どのような基本認識の下に制度を構築していくのか。

- 非課税とする非営利法人の範囲

現行制度においては、非営利かつ公益を目的とし、残余財産の帰属に制限がある社団法人・財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）について原則非課税とされている。

新たな非営利法人制度において、非営利であるものの公益を目的とせず、かつ、残余財産の帰属に制限がない法人が、準則主義により容易に設立できる仕組みになるとすれば、これらの法人に対しては原則として課税とすることが考えられるのではないか。

（注）現行制度において、中間法人（非営利かつ公益を目的とし、残余財産の帰属に制限がなく、準則主義により設立）は課税とされている。

その場合、非課税とする非営利法人の範囲をどのように考えるのか。

- 非課税法人の具体的要件

非課税とする非営利法人（非課税法人）について、具体的にどのような要件を満たす必要があるのか。

非課税法人の要件について、裁量性を排除すべきとの観点から、客観的な基準が望ましい。他方、実質的な判断を加味することなく公益性等を判断できるのか、客観的な基準では実態とかけ離れた要件とならないか等の問題がある。

- 非課税要件の判断主体

非課税とする非営利法人を判断する組織としては、事業活動を所管する省庁、第三者機関、税務当局等が考えられるが、いずれが適当か。

現行の認定NPO法人制度と同様に、客観的な基準に基づき非課税法人を判断するのであれば、税務当局でその判断を行うことも考えられるが、実質的な判断を加味とした場合には税務当局でその判断を行うことに困難な面もあるのではないか。

第三者機関において非営利法人の公益性等の判断を行い、その法人を非課税とする場合には、その判断が課税の観点からの判断と齟齬を生じ得ることについてどう考えるかという問題もある。

- 非課税法人における課税すべき所得の範囲

新たな非営利法人のうち非課税とされた法人についても、現行の収益事業課税の考え方と同様に、その法人の行う事業が民間企業が行う事業と競合するものについては、課税のイコールフットィングの観点から課税すべきと考えられるが、課税すべき所得の範囲をどのように考えるのか。

(注) 現行制度では課税対象となる収益事業の範囲を限定的に列挙する形となっているが、これに対しては、これまでの税調答申において、その範囲を限定的に列挙することには限界があり、対価を得て行う事業については、原則として課税対象とし、一定の要件に該当する事業は課税しないこととはどうかとの指摘がなされている。

○ 非課税法人について要件違反等があった場合の課税

非課税法人について非課税となるべき要件を満たさないことが判明した場合、その法人がそれまでに受けてきた税制上の優遇をどのように考えるか。その場合、過去に遡り課税する方法や、法人の留保所得に対して課税する方法などが考えられるが、どのような課税を行うことが適当か。

また、現行制度で非課税とされてきた公益法人が新たな法人制度において非課税となるべき要件を満たさない法人に移行し、残余財産の分配を行うことができることとなる場合、どのような課税を行うことが適当か。

○ その他

みなし寄附金制度や公益法人の軽減税率について、新たな非営利法人制度においてどのように考えるか。

- (注) 1. これまでの税調答申においては、現在の公益法人に適用されている軽減税率(22%)については、これらの法人の営む事業と民間企業の営む事業とが競合するものに対して適用されるものであること等にかんがみ、基本税率(30%)との格差は縮小する方向で検討していくことが適当であるとの指摘がなされている。
2. みなし寄附金とは、収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替えを寄附金とみなすもので、その振替えを含めた寄附金について所得金額の20%が損金算入される。

[寄付金税制の見直し]

○ 寄附金税制の基本認識

寄附金税制については、寄附文化を育てる観点から、寄附を行いやすい環境を作ることが必要との指摘がある一方、寄附を受けるに相応しい法人の事業の適正性の確保が不十分ではないかとの指摘もある。これらの観点を踏まえ、どのような基本認識の下に寄附金税制の見直しを行っていくのか。

○ 個人等が支出した寄附金が寄附金控除等の対象となる法人の要件

現行制度においては、社団法人・財団法人、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、個人・法人が支出した寄附金が寄附金控除・損金算入の特例の対象となる法人（寄附金優遇法人）としており、単に公益法人、NPO法人というだけでは寄附金優遇法人としていない。

寄附金優遇法人の要件としては、特定公益増進法人制度では対象事業を基準として定めているため、法人の事業がそれに該当するかどうかにつき実質的な判断が必要となっている。また、認定NPO法人制度では寄附金収入割合などを基準としているため、客観的に判断することができるものとなっている。

これらの制度は、現行の公益法人、NPO法人を前提として構築されており、新たな非営利法人制度の下で、寄附金優遇法人の要件をどのように考えるのか。非営利法人には様々な法人があり、寄附金優遇法人については、特定公益増進法人制度のような対象事業により公益性を判断するという実質的な基準や、認定NPO法人制度のような客観的な基準を用いて、判断せざるを得ないのではないか。

- 寄附金の優遇法人の認定主体

現行の寄附金優遇法人の認定については、特定公益増進法人は主務官庁、認定NPO法人は国税庁がそれぞれ認定する仕組みとなっている。新たな非営利法人制度において、寄附金優遇法人の認定をどのような組織が行うことが適当か。

- 寄附金控除等の限度額

寄附金税制の見直しにおいて、現行の個人の寄附金控除及び法人の寄附金の損金算入の限度額をどのように考えるか。